



皆野・長瀬上下水道組合からのお願い 月に一度は水道メーターの点検を！

ご家庭に引き込まれた水道管からの水漏れは気づきにくいものです。
無駄な出費を防ぐため、月に一度お調べください。

◆水漏れチェック方法

- ① 宅内のすべての蛇口（水洗トイレも）を閉めます。
- ② 水道メーターのパイロットの動きを見ます。

- ・ 止まっている……水漏れはありません。
- ・ 動いている……水道メーターから蛇口までのどこかで水漏れしています。

（水道メーター） 今回指示数



パイロット
（漏水がわかります）

※修理は、皆野・長瀬上下水道組合の指定給水装置工事業者へ依頼してください。

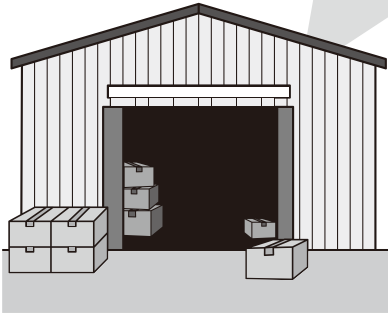
水道管凍結にご注意を！

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。凍結して破裂するおそれがあるのは、次のような場所です。

- 水道管がむきだしのところ
- 北向きにあるところ
- 風当たりの強いところ

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合業務課 ☎62-0554

冷蔵倉庫（家屋）の評価基準が 変更になります



これまで非木造の「冷蔵倉庫」は「一般の倉庫」と同じ取扱いとなっていましたが、平成24年度から「一般の倉庫」に比べ家屋の評価額が早く減少する計算が適用されます。

町では「冷蔵倉庫」の実地調査を行うため、該当する倉庫を探しています。現状確認を行うため、次の要件を全て満たす倉庫を所有されている方は税務課までご連絡ください。

住宅用地の申告

新たに住宅用地を所有した方、住宅用地から住宅用地以外への変更があった土地の所有者は、1月31日(月)までに税務課に申告してください。



（要件）

- 1 非木造（木造以外）であること。
- 2 保管温度が10℃以下に保たれる倉庫であること。

※倉庫自体に冷蔵機能を備えているものが対象となるので、常温倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置している場合は該当しません。

※倉庫が複数の用途に使用されている場合は、「冷蔵倉庫」部分が床面積の50%以上であることが必要です。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461